

埼玉の夜明け

巻号 46
第2号
通算143号

団地会
区員
教員
スト
リ
キ
東
日
本
関
東
社
会
社

第17回平和を求める八・一五集会

罪責を担う教会

所沢みくに教会牧師 最上 光宏

一、罪責を告白する意義

日本の国の敗戦七〇年にあたって、安倍首相の談話が発表されました。予想されたことでしたが、実に内容のない誠意を欠くものでした。その致命的な欠陥は、あの戦争において犯した日本の国の罪に対する意識が全く欠落しているということなのです。

かつてのドイツの大統領ヴァイツェッカーは、ドイツの敗戦四〇年を記念する講演の中で、「五月八日(ドイツ敗戦の日)は心に刻むための日であります。心に刻むというのは、ある出来事が自らの内面の一部となるよう、これを誠実にかつ純粹に思い浮かべることです。そのためには、とりわけ誠実が必要とされています」と述べ、ユダヤ人虐殺などの罪責に

自らの「罪責」として受け止めて来たでしょうか。

ヴァイツェッカーは、先の講演の中で次のようにも述べています。「今日のドイツ人の大部分は、あの当時子どもであったか、まだ生まれていませんでした。…しかしながら、先人は彼らに容易ならざる遺産を残したのです。罪の有無、老幼いづれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けなければなりません。全員が過去からの帰結に関わっており、過去に対する責任を負わされているのです」。

ヒットラーによって引き起こされたナチスドイツの罪責を、ドイツ国民全体の負の遺産として受け継ぎ、担っていくこうとする真摯な姿勢に心打たれます。

私たち日本人には「罪」の意識が希薄だと云われますが、あの戦争に関しても、「被害者」としての意識は強くあっても、アジアの国々を侵略し、多くの隣人の血を流したことに對する「加害者」としての意識が希薄であるように思えます。

「罪責」は、本来、最も深いところで、神の御前で(神に対して)認識されるべきものです。その意味において、私たちキリスト者(教会)の責任が問われているのではないのでしょうか。

ボンヘッファーは、罪責の認識について次のように述べていま

す。「真の罪責の認識は、解体や墮落の経験から起こるのではなく、キリストに出会った我々にとっては、ただキリスト自身に直面することによってのみ起こることである。…教会とはまさに、キリストの恵みによって、キリストに對する罪責の認識に導かれた人間の集団である。教会が罪責の認識の場所であるということは、教会が教会であるということの同義的表現に他ならない」(『現代キリスト教倫理』)。

私たちキリスト者(教会)が、まず主なる神の前に自らの罪責を告白し、この国に對して「見張りの務めを果たせなかつた責任を担いつつ、二度と同じような過ちを犯さないように祈り努めなければならぬのです」。

二、教団「戦責告白」について
ドイツの教会では、敗戦後半年も経たないうちに「シウトウツガルト罪責告白」を公にし、その後「ダルムシュタット宣言」(一九四七)、「フランクフルト宣言」(一九五八)などを出して、罪責の意識を深め、それを戦後の教会の歩みに生かしてきました。

日本基督教団は、敗戦後二二年を経た一九六七年、鈴木正久議長の名で「第二次大戦下における責任についての告白」(以下「戦責告白」)を公にしました。遅きに

過ぎた感はありますが、この「戦責告白」は、日本の教会にとつて、画期的な意義をもつものです。

この「戦責告白」を通して、韓国をはじめとするアジアの諸教会との和解の道が開かれ、沖縄の教会との合同の道が備えられました。また、何よりも教団は、この罪責の告白を通して、同じ過ちを犯すまいとの決意をもって、国家のあり方に対して責任的に関わるようになりました。ヤスクニ運動、反基地闘争、公害阻止の活動など、憲法に基づく平和と人権を守るための運動が開かれるようになりました。

しかし、この「戦責告白」は、残念ながら、様々な誤解や立場の違いからくる反論に遭い、全教団的なものになり切れませんでした。今なお、互いに「社会派」「教会派」などと云うレッテルを貼りあって、平行線を辿っている状況です。

しかし今やこのような議論をしている状況ではありません。「新しい戦前」と呼ばれるこの国の危機的状况の中で、教団は再び同じような過ちを繰り返し、戦争に加担するのでしょうか。今こそ、教団は過去の過ちに對して、誠実に向き合い、それを共通の罪責として告白し、共に担うべき時ではないかと思えます。

三、「教団成立の摂理と罪責」

教団の「教憲」前文には「三十余派の分立していた教会が、くすしき摂理のもとに御霊のたもう一致によって、…聖なる公同教会の交わりに入るに至った。かくして成立したのが日本基督教団である」とうたわれています。また「教団成立の沿革」には、「各教派の間にしばしば合同の議が生じ、…機が熟するに至り…ここに本教団が成立した」と記されています。たしかに教会合同は、明治初期の宣教開始以来の先達たちの願

主張

明治政府は西洋に追い着き追いついた。しかし教団の成立は、「機が熟した」からではなく、歴史的には、国家の宗教統制を目的とした「宗教団本法」によるものでした。決して教会的・信仰的決断に基づく合同ではありませんでした。教団成立の際、文部省に提出した「教団規則」の中には「皇国の道に従って信仰に徹し、各々の分を尽くして皇運を扶翼し奉るべし」(第七条一)と明記されています。教団は、この合同により、天皇を神とする「国体」に取り込まれ、戦争に協力する「宗教報

国団体」になったのです。教団の戦争協力など一連の罪責は、この合同による必然的な結果なのです。このような合同を、無条件に「くすしき摂理」と称してよいのでしょうか。たしかに「歴史は、人間の混乱(罪)と神の摂理によつて成り立っている」と云われます。しかしこの格言は、「人間の罪」を容認し不問にする意図のものではなく、人間の罪にもかかわらず働かれる神の恵みを言い表した言葉です。その神の一方的恵みのゆえに、人間の側の罪の告白

いでした。しかし教団の成立は、「機が熟した」からではなく、歴史的には、国家の宗教統制を目的とした「宗教団本法」によるものでした。決して教会的・信仰的決断に基づく合同ではありませんでした。教団成立の際、文部省に提出した「教団規則」の中には「皇国の道に従って信仰に徹し、各々の分を尽くして皇運を扶翼し奉るべし」(第七条一)と明記されています。教団は、この合同により、天皇を神とする「国体」に取り込まれ、戦争に協力する「宗教報

《特徴は①主権者は天皇で統治者②臣民の権利と義務は法律で決める③兵役の義務あり》この時代は第二次世界大戦が終わる一九四五年までの五六年間続いた。この間、「帝国憲法」のもと、日本は主なものとして日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、日中戦争、第二次世界大戦と戦争に明け暮れた。その結果、何百万人という数知れない人達が戦死した。国民の人権は制約され、生命も軽んじられ、犠牲を強いられる時代だった。日本は敗戦後、一九四七年に「日本国憲法」が公布された。《特徴は①国民主権②基本的人権の尊重③平和主義》この「日本国憲法」は世界に類をみない「平和憲法」と言われる。これまで約七〇年間、戦死者〇である。しかし今、この「日本国憲法」が、安倍政権のもとに空洞化されようとしている。安倍政権は国会議員数の圧倒的優位の立場から昨年七月、閣議決定により「集団的自衛権行使」が出来るとし、それを日本の国会に優先して米議

会で講演・約束した。国会では衆・参院において、集団的自衛権行使を含む安保関連法案を無理矢理採決してしまった。それも衆議院憲法審査会で自民党が推薦した憲法学者の長谷部恭男氏や小林節氏もこれは憲法違反とし、又多くの国民の反対にも目もくれず、無視しての採決だった。因みに自民党の憲法改正案の特徴は《①天皇を元首に②基本的人権は人権相互の衝突以外でも制約③集団的自衛権行使の明記》である。安倍首相は、これは戦争法ではなく積極的平和論だと美辞麗句を並べているが、いざとなれば軍事力を行使するというところに間違いなく、非常な危険性を感じる。しかし、悲観ばかりしてはいるところではない。年内にも安保法案は憲法違反であるという法曹関係者による違憲訴訟が始まるという。多くの国民の意思は「戦争反対」であり、日本の民主主義が問われることになる。一国民として「日本は戦争を起こさない国」になるよう何らかの形できちんと意思表示、行動に参加していきたいものだ。

(悔い改め)が求められるのです。罪の告白なしに摂理だけを説くことほど、欺瞞的なことはありません。それは自己義認であり、「安価な恵み」に他なりません。日本基督教団は、その成立と存続における罪の懺悔告白なしには、成り立ち得ない合同教会であるのです。教団は、信仰告白と共に、罪責告白をもって「一つなる公開の教会」と言い得るのです。四、関東教区の「教団罪責告白」関東教区は一昨年(二〇一三年)の教区総会で、関東教区としての「教団罪責告白」(以下「罪責告白」)を可決承認しました。これは、一四年前の教区総会で、「沖繩キリスト教団との合同のとり直しと実質化」の問いかけに答えて、関東教区として、沖繩の教会に対する罪責を含めた教団の罪責を検証し謝罪の意志を表明しよう、と決議したことから始まったものです。常置委員会のもとに十名からなる「罪責告白検討委員会」が設けられ、地道な歴史検証の作業が続けられました。その作業を通して明らかにされたことは「教団の罪責は、戦争責任だけではなく、教会のあり方全般に関わるものであり、なによりも主なる神の御前に主体をかけて懺悔告白しなければならぬ」(「罪責告白」前文)と

いうことです。この「罪責告白」では次の諸点を取り上げられています。①イエスを主と告白する信仰に立ちながら、天皇を神とする国家体制を容認し、礼拝の中で「国民儀礼」を行い、神社参拝を受け入れた罪、②天皇中心の国家主義をアジアにまで広げる国策を神の国の実現と見なし、偶像礼拝をアジアの諸教会及び在日のアジアの隣人に強要した罪、③軍用機献納、宣撫要員の派遣など戦争に協力した罪、④組織としての教団を守るために、旧六部・九部の教会を見捨て、沖繩の教会を見放して、労苦を共にしなかった罪。これらの罪は、過ぎ去った過去の他人事ではなく、同じ主の体に属する私たち自身が負うべき罪責であり、心から主の赦しを請うべきことがらです。関東教区がこのような「罪責告白」を決議したということは、同時に大きな課題を担ったことです。この「罪責告白」を生かすという課題です。やがて教団が、新しい罪責告白を作成し、それをもとに一つとなってこの国に対する使命と責任を果たし、主のみ栄えを現すようになることを祈る者です。(本稿は、埼玉地区「平和を求める八・一五集会」での講演に手を加えたものです)

環境問題講演会

「原発事故の時代をキリスト者として生きる」を聞いて

埼玉和光教会 岩井田慎一

二〇一一年三月一日の大地震により津波を受け、電源を失い、福島第一原発が被害を受けた。特に一号機が政府や東電の判断、対応ミスにより、水蒸気爆発を起こし、世界的大事故になりハイテク国家の威信が一気に地に落ちてしまった。

勿論、放射能は風で運ばれ関東地方も含め、他県も汚染されていった。そして、自然豊かで関東の胃袋と言われる福島県民全体に放射能の恐ろしさを与えた。電力は福島県のためではなく一〇〇%関東に送電していた。そういう意味では関東の人間も同じ当事者として、福島県民と共有しなければなりません。

政府及び東電は本当のことは隠蔽し報道機関にも開示しない。関東地方の新聞にも原発問題の記事が殆ど無くなってきている様な感じがする。双葉町の町民は都会の人間の犠牲になったと言っても過言ではない。

原発付近三〇キロ圏の全町民は原発事故で住む場所を奪われ、避難を余儀なくされてしまったばかりでなく毎日、命の危険にもさらされている。

この一連のことは、差別問題だし憲法違反にもなる。電力消費者である首都圏の国民は、この大事故をもう忘れてしまったかのよう話題にしている。もつと関心をもって政府や東電に被災者と一緒になって、すべての原発を廃炉に、海外に輸出させないように国民的運動を起こさなければならぬ。そうしないと将来に禍根を残すことになる。又、政府は被災地の子どもの健康被害について、甲状腺検査だけでなく、他の臓器の放射能による異常はないか検査すべきである。

日本は事故後の収束もなく、お先真っ暗なのにアラブやトルコ、インドなどに原発を輸出するという。世界の先進国は日本を信用しなくなるし、世界第三位の経済大国から滑り落ちるかも知れない。日本はドイツに倣って、脱原発に舵を切り替えるべきだと思う。

我々キリスト者は、このような時代、教会の外に出て、他の社会の人々と協力して、政府の政策に向かつて反対運動をしなければならぬと感じた。

今年度の「環境問題講演会」は下記の要項で行われました。

日時・六月二十八日(日)

午後三時より

場所・埼玉和光教会

講師・片岡輝美氏(会津放射

能センター代表)

参加者・五三名

関東教区

第45回社会活動協議会参加報告

和戸教会 後藤龍男

二〇一五年九月一三日(日)一四日(月)、新潟県柏崎市シーユース福音と柏崎教会において

テーマ「脱原発——今、柏崎・刈羽から私たちの生き方を問う」

講師・吉田隆介氏(東京電力柏崎刈羽原子力発電所運転差し止め

訴訟原告共同代表)

(1)講師からの柏崎刈羽原子力発電所について講演と資料を通して知りえたこと

①ここには一七号機の原発があり、現在運転を停止しているが、七号機全体での総出力は八二二万二千KW。一九八五年に建設された一号機は三〇年が経過し、七号機は一九九七年に建設され一八年経過している。

②一号機が稼働してから三〇年経過した今、原発交付金によって建てられた大型の公共施設は維持管理のための予算が膨らみ柏崎市の財政を圧迫しているという。

③ここでも原発の「安全神話」が横行していた。事故など起こりえない、「原発との共生」という心地よい言葉が使われていたが、「原発への寄生」であり「柏崎版原子カムラ」が出来ていた。

原発建屋の直下に断層がいくつもあり(東電も認識)これが活断層であるか現在規制委員会で論議中、しかし市は再稼働を目論んでいる。

④国の原発事故に対する避難計画は県や市に丸投げの無責任な姿勢。放射能は風により拡散するが風向などを考慮した即時避難は可能なのか。地震、津波と原発事故は複合災害には地理的に避難が困難。この地域の冬の積雪も障害となる。

高線量下、被ばく覚悟で避難のためバスが来てくれるか。実効性のある避難計画は不可能と結論づけている。

講演に続いて巻 原発反対住民運動の三五年を略年表と映像で説明を聞きました。

(2)フィールドワーク

東電柏崎刈羽原発から三km付近の荒浜、大湊海岸に寄ったあと原発を囲む防護柵に沿って原発のサービスマンホールに向かい、係りの職員から説明を聞きました。福島事故を二度と起こさないために六千人規模で安全対策に取り組んでいると強調していました。



荒浜海岸より望む(東電H・Pより)

東京などの遠隔地への送電のため柏崎刈羽に往む人々が四六時中、原発の危険性と向き合わなければならぬ不条理は一日も早く解決しなければならぬし、福島原発の事故を教訓に原発を止める以外選択の余地はないと思えました。私は早速「東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会」にサポーター会員として入会申込をしました。今回の協議会の参加者は講師等を含め四〇名、埼玉地区からは四名でした。

八・一五集会報告

社会委員会 本間一秀

八月一五日午前一〇時より「平和を求める八・一五集会」が埼玉和光教会にて行われた。講師には所沢みくに教会の最上光宏牧師をお迎えし、「罪責を担う教会」——関東教区「教団罪責告白」を生きる——と題された講演から学んだ。講演の内容は次のとおりである。

一・罪責を告白することの意義

我が国の敗戦七〇年を迎えた今日、安倍政権の危険性を覚える。もはや「戦前」への逆送がされている。ドイツ大統領ヴァイツェッカーの「ドイツ敗戦四〇年」時の演説から「過去に目を閉ざす者」の危険性と過去に対する責任を負わされていることを知らなければならぬとし、それに対して安倍

政権は「罪責も反省」もない。「過去に対する責任」を負わされているのである。又、ボンヘツファーの言葉を引用して教会の使命、見張りの使命を蔑にされたことも事実であることが指摘された。過去の罪責を問うことは、痛みを伴う。しかし、その罪責を自分の負うべき遺産として担うことにより、現在に生かしプラスに変えることが出来るのである。

二、関東教区が「罪責告白」を何故関東教区が「罪責告白」をする様になったかの経緯が語られた。そして鈴木正久議長名で出された「戦責告白」には「罪責告白」が伴わなかった。「それは安価な恵みに繋がる」と指摘。日本基督教団は「罪責告白」なしには存立しえない合同教会であり、教団は将来、罪責告白を踏まえた新しい「信仰告白」を作成して「明日の教団」を目指すべきである。

三、天皇崇拜と日本のキリスト教 日本基督教団は天皇を神とする偶像崇拜の罪を犯した。戦時下のキリスト者は「長いものには巻かれる」的な弱さがあった。今、我が国においては、「日本人キリスト者」から「キリスト者日本人」として自覚的に生きることが求められている。

四、アジアの諸教会と在日の隣人 戦時下の日本基督教団は天皇を神とする偶像崇拜をアジアの諸教会にまで強要した。神社参拝や国

民儀礼を強要する過ちを犯したのである。韓国基督教長老会では罪責告白をしている。教団として「罪責告白」に取り掛かるべきである。私達の罪責意識の低さに恥じ入るものである。

五、教会擁護の問題 戦時下から日本基督教団には「教会擁護」の姿勢はなく、信仰の主体を貫くことはない。ホーリネス系教会への国家による弾圧に對しても黙認した。また沖繩の教会に對する無責任さ、特に切り捨ては大きな溝を作った。沖繩キリスト教団との「合同のとらえ直し」は、教団の罪責を真摯に告白する姿勢で再検討されるべき課題である。

六、今後の課題・結び 各信徒・教職がこの「罪責告白」をどのようにして生きるのか、教団にはそれを生かす責任がある。教団が新たな「罪責告白」の作成に取り組み、「平和を作り出す」祝福された合同教会として再生することを切に願うものである。

内容豊かな講演会でした。
出席七九名 二三教会

第46回 信教の自由を求める
二・一 一集会案内
日時・二月一日(木・休)
会場・埼玉和光教会
演題・天皇制について(仮題)
講師・山口陽一氏(東京キリスト教大学教授)

社会委員会報告

- 第一回社会委員会
日時・四月二二日(日)三時より
場所・川口教会(出席六名)
議事
(一)新年度の体制の確認
(二)新年度活動計画
- 委員
清水与志雄(行田)
本間一秀(川口)協力委員
渡辺久純(無任所)協力委員
後藤龍男(和戸)
井川 明(川口)
浅子和夫(和戸)
井上雅雄(浦和東)
岩井田慎二(埼玉和光)
石川幸男(大宮)地区委員
- 組織
委員長 清水与志雄
会計 後藤龍男
書記 井川 明
委員 浅子和夫、井上雅雄、岩井田慎二、石川幸男、渡辺久純、本間一秀
- 小委員会(○は召集者)
(1)平和と天皇制問題
○清水、井川、本間
(2)部落差別と人権問題
○後藤、岩井田、本間
(3)環境問題
○本間、井上、渡辺
(4)「埼玉の夜明け」編集
○浅子、本間、清水
- 社会活動委員会と環境問題講演会の準備

- 第一回社会活動委員会及び第二回社会委員会
日時・六月二一日(日)三時より
場所・和戸教会
● 社会活動委員会(出席一八名)
学習会「知っていますか、靖国神社」講師・井川明
*各教会から社会活動委員として派遣された方々(敬称略)
相島邦之(大宮)
阿部孝司(上尾合同)
井上雅雄(浦和東)
岩井田慎二(埼玉和光)
舟生まゆみ(加須)
渡辺すみよ(埼玉大通り)
渡辺久純(桶川)
- 社会委員会(出席八名)
● 環境問題講演会と八・一五集会の準備
- 小委員会報告
● 第一四回「環境問題講演会」
日時・六月二八日(日)三時より
場所・埼玉和光教会
講演・「原発事故の時代をキリスト者として生きる」
講師・片岡輝美氏(会津放射能情報センター代表)
● 第一七回「平和を求める八・一五集会」
(出席五三名)
日時・八月一五日(土)十時より
場所・埼玉和光教会
講演・「罪責を担う教会」
講師・最上光宏牧師(所沢みくに教会)(出席七九名)
● 第三回社会委員会
日時・八月一五日(土)一時半より

・ファミレス「ロイヤルホスト」(出席八名)
● 八・一五集会の反省
● 今後の活動予定についての話し合い
● 小委員会報告
● 第二回社会活動委員会及び第四回社会委員会
日時・一〇月一八日(日)三時より
場所・浦和東教会

● 社会活動委員会(出席二一名)
● 発題・「台湾の教会」井上雅雄兄
● 各教会の活動報告
● 社会委員会(出席九名)
● 二・一 一集会講師の人選
● 小委員会報告

編集後記
シリア、I・S、ウクライナ、パレスチナ、アフガン、南シナ海、北朝鮮問題と世界には紛争の渦がいつぱいだ。そこには自己主張ばかりが目立っている。共存していくには支配ではなく和解の念ではないだろうか。特に為政者、指導者に望む (浅子)